

匿名データ利用の手引
(学術研究・高等教育目的関係)

平成22年4月

改正：平成23年5月

神戸大学マイクロデータアーカイブ

目 次

はじめに	1
第1 用語の定義	2
第2 匿名データの利用にあたって	2
1 利用要件及び利用者	2
2 大学における申出者又は利用者の範囲の考え方	3
3 利用場所が日本国外の場合の提供要件	3
第3 手続きの流れ	4
第4 各手続きの内容及び留意事項	5
1 利用の前に	5
2 利用相談	7
3 提供依頼申出書及び本人確認書類等の提出	7
4 承諾（不承諾）通知の受領	9
5 承諾後の手続	9
6 匿名データの受領及び確認	10
7 受領書の提出	10
8 匿名データの利用期間中に行うべきこと	10
9 利用終了に当たって	11
第5 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合の手続き	12
1 利用目的、要件に影響を及ぼさない軽微な変更	12
2 統計センターの承諾を要する変更	12
第6 申出者の帰責事由による契約解除	14
第7 不適切利用に対する措置	14
1 統計法における罰則	14
2 違反行為に対するペナルティ	14

【添付資料一覧】

(様式)

(学術研究目的関係)

様式第1-1号① 匿名データの提供依頼申出書 (個人が申出を行う場合)

様式第1-1号② 匿名データの提供依頼申出書 (法人その他の団体が申出を行う場合)

(高等教育目的関係)

様式第1-2号① 匿名データの提供依頼申出書 (個人が申出を行う場合)

様式第1-2号② 匿名データの提供依頼申出書 (法人その他の団体が申出を行う場合)

様式第2号	匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書
様式第3号	匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書
様式第4-1号	依頼書 (学術研究目的関係)
様式第4-2号	依頼書 (高等教育目的関係)
様式第5号	匿名データの提供等利用規約
様式第6号	匿名データの利用に係る誓約書
様式第7号	受領書
様式第8号	匿名データ管理状況報告書
様式第9号	所属等変更届出書
様式第10号	提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書
様式第11号	匿名データの利用期間延長依頼申出書
様式第12号	提供依頼申出書の記載事項変更等申し出に対する承諾通知書
様式第13号	提供依頼申出書の記載事項変更等申し出に対する不承諾通知書
様式第14号	データ消去報告書
様式第15-1号	利用実績報告書 (学術研究目的関係)
様式第15-2号	利用実績報告書 (高等教育目的関係)
参考1-1	手数料の振込み名義人に関する情報 (個人の申出の場合)
参考1-2	手数料の振込み名義人に関する情報 (法人その他の団体の申出の場合)

【記入例】

匿名データの提供依頼申出書 (個人の申出、学術研究目的の場合) … (様式第1-1号①)

匿名データの提供依頼申出書 (法人その他の団体の申出、高等教育目的の場合)

… (様式第1-2号②)

はじめに

統計データの利用促進を図るため、平成 21 年 4 月から全面施行された統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 36 条により、統計調査を実施する行政機関等がその作成した匿名データを、学術研究及び高等教育の発展に資すると認める場合に、一般からの求めに応じて提供することができることになりました。

神戸大学は、上記提供事務を行政機関等から委託されている独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)と連携協力協定を結び、学術研究を行う研究者などに対し、匿名データの提供を行っています。

本手引は、神戸大学を通じて匿名データの提供を受けようとする場合に必要な手続等を定めたものです。

匿名データの提供を求める者及びこの申出により匿名データの利用を行うすべての者は、この手引に記載された手続等に従って申出や報告等を行うとともに、利用期間中は匿名データを適正に管理する必要があります。

第1 用語の定義

本手引で用いている用語の定義は以下のとおりです。

1 匿名データ

本手引において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものです。

（注） 匿名データは、統計調査の対象となった方々が申告した大切な情報を基に作成、提供されたものです。情報漏洩などが生じないように、情報管理の徹底が必要です。

2 申出者

本手引において「申出者」とは、匿名データの提供を求める者をいいます。

3 代理人

本手引において「代理人」とは、2の「申出者」からの委任状などの代理権を証明する書面を有している者で、申出者に代わって匿名データの提供に関する手続きを遂行できる者をいいます。したがって、本手続において、代理人が行った行為は申出者が行った行為とみなされます。

4 利用者

本手引において「利用者」とは、2の「申出者」及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者をいいます。

5 電子計算機

サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいいます。

6 情報システム

統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいいます。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれます。

第2 利用要件等

1 利用要件

匿名データの提供は、学術研究の発展又は高等教育の発展に資すると認める場合であって、以下の要件をすべて満たす場合に提供が可能となります。

- ・統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること。
- ・学術研究又は高等教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育）の用に供することを直接の目的とするものであること。
- ・学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること。
- ・匿名データが適正に管理されること。

2 大学における申出者又は利用者の範囲の考え方

大学における申出者又は利用者の範囲は以下のとおりに考えます。

- ・ 指導教員の指示により、大学院生・学部学生（以下「学生」という。）が提供された匿名データを用いた研究の補助に携わる場合、又は同一の匿名データを用いて指導教員と学生が共同研究を行う場合は、申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び学生となります。
- ・ 大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合は、当該大学院生等が申出者及び利用者となります。
- ・ 指導教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配付する場合は、当該指導教員が申出者及び利用者となります。
- ・ 指導教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う場合は、申出者を指導教員とし、利用者の範囲は教員及び講義等で利用する者全員となります。

なお、教育目的で利用する場合、指導教員は、利用者である学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育（制度、遵守事項、罰則等の教育）を行う必要があります。

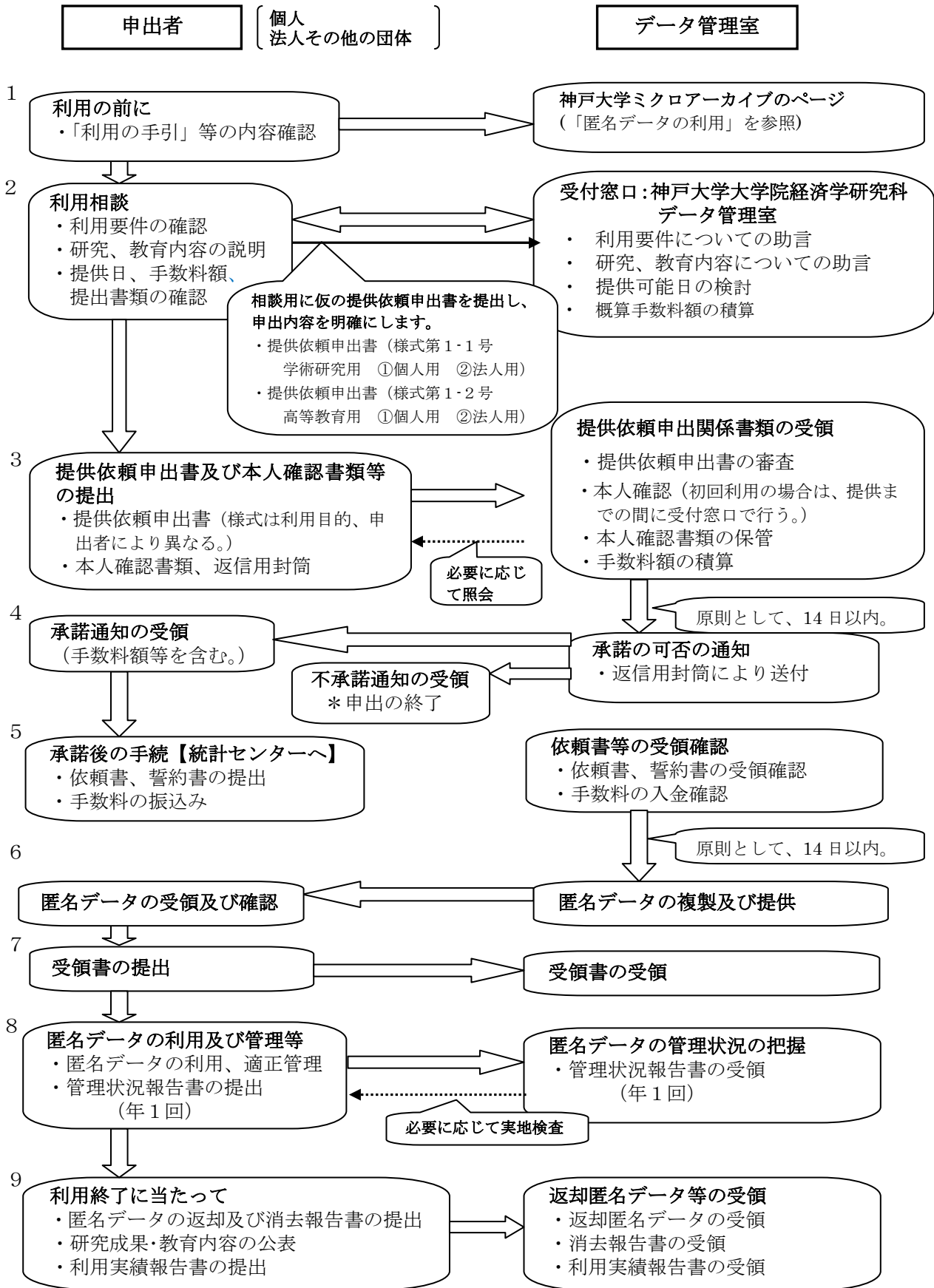
3 利用場所が日本国外の場合の提供要件

匿名データの利用場所が日本国外である場合は、匿名データの利用に関する安全性を確保する観点から次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・ 2以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ、公的機関若しくは1以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けている場合。
- ・ 我が国の職員が申出者の属する機関に出向しており、当該職員に匿名データの利用状況を確認してもらえるよう依頼を行うことが可能であり、当該職員が利用状況の確認を行う旨の承諾書を、申出に必要な書類の提出時に併せて提出できる場合。
- ・ 匿名データの提供を受けた者又は法人その他の団体職員が、匿名データの利用期間中に神戸大学の受付窓口へ来訪し、当該来訪時に利用状況のヒアリングを受けられる場合。

なお、上記の要件を満たせない場合であっても提供が可能となる場合がありますので、事前に受付窓口にご相談ください。

第3 手続きの流れ



第4 各手続きの内容及び留意事項

1 利用の前に

(1) 受付窓口

申出者は、匿名データ提供の申出の前に、本手引と神戸大学のホームページ (<http://www.econ.kobe-u.ac.jp/kuma/index.html>) を必ず一読してから、受付窓口に相談します。

なお、相談その他すべての事務に当たって使用する言語は日本語のみとなります。

【受付窓口】

神戸大学大学院経済学研究科
研究助成室 ミクロデータアーカイブ担当
〒657-8501

兵庫県神戸市灘区六甲台町 2-1

(直通電話) 078-803-6854

(E-mail) satellite@econ.kobe-u.ac.jp

開設期間 土、日、祝日、年末年始の期間及びホームページ等で事前に周知した休業日を除く平日

※ただし、申出の受付期間は4月1日～翌年2月末日

利用時間 10:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)

(2) 申出に必要な書類の提出方法

【初回利用の場合】

本人確認及び利用条件の説明を受けるため、申出者本人が受付窓口に直接提出します。

申出者が受付窓口に直接提出できない場合は、代理人（申出者の委任状が必要となります。）を立て、代理人が受付窓口に直接提出し、本人確認及び利用条件の説明を受けます。

なお、申出者又は代理人が受付窓口に直接提出できない場合は郵送による提出も可能ですが、その場合は、匿名データの受取り時又は受取りまでの間に受付窓口を必ず訪問し、本人確認及び利用条件の説明を受けます。

【二回目以降の場合】

本人確認書類も含め、郵送で提出することが可能です。

ただし、新たな代理人を立てた場合は、初回利用の場合と同様になります。

(3) 匿名データの受取方法

【初回利用の場合】

申出者又は代理人が直接受付窓口を訪問し本人確認及び利用条件の説明が完了している場合は、受付窓口での直接受取り又は郵送での受取りの方法があります。

ただし、郵送での受取りは、利用場所が日本国内の場合は本人限定受取郵便（特例型）、日本国外の場合は原則として国際スピード郵便（EMS）で行われ、そのための料金が必要となります（以下同様）。

本人確認及び利用条件の説明が完了していない場合は、受付窓口での直接受取りのみとなります。

【二回目以降の場合】

受付窓口での直接受取り又は郵送での受取りのいずれの方法も可能です。

ただし、新たな代理人を立てた場合は、初回利用の場合と同様になります。

(4) 手数料額

匿名データの提供は、申出1件ごとに以下の手数料（通貨は日本国通貨とします。）が必要となります。なお、匿名データの提供ファイルの数は、行政機関等が匿名データの作成の際に編成したファイル区分に応じたものであり、統計調査ごとに異なります。

- ・基本料金 1, 850円
- ・匿名データ提供ファイル数 × 8, 500円
- ・格納する媒体（媒体1枚につき1ファイル区分のデータを収録）
 - CD-R 1枚 100円 × 必要枚数
 - DVD-R 1枚 120円 × 必要枚数
- ・郵送による受取りを希望する場合の郵送料金

(5) 匿名データの利用に当たっての留意点

- ① 法第42条第1項第2号に基づいて、匿名データの提供を受けた者には当該データの適正管理義務が課されます。具体的には以下の措置を講じる必要があります。
 - ・匿名データの利用場所は施錠可能な物理的な場所に限定されること。
 - ・匿名データの提供媒体は利用場所にある施錠可能なキャビネット等の中で保管し、利用場所以外へは持ち出さないこと。
 - ・匿名データの利用時において、利用場所に利用者以外の者の立ち入りが制限されるか、又は、利用者以外の者の立ち入りに対する何らかの確認行為が行われること。
 - ・匿名データの利用時の情報システムの環境は、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態にないこと。
 - ・匿名データを利用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策及びスクリーンロック等の不正操作対策などのセキュリティ対策がなされていること。
 - ・外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物（匿名データの個々の情報を判別できるものに限る。以下同じ。）を残留させないこと。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。
 - ・提供された匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われること。
 - ・高等教育目的で利用する場合、匿名データは、教育責任者（教員）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと。
- ② 匿名データを別の電子計算機（外付けの外部記憶装置、DVD-RW等の媒体を含む。）に複写する場合、同時期に複製するファイルは一つのみとし、当該電子計算機の保存・複製ファイ

ルが消去されない限り、別の電子計算機への保存・複製は認められません。匿名データの加工又は集計により作成した中間ファイルについても、匿名データの取扱いに準ずるものとします。

また、1台のサーバに匿名データを複製し、複数のクライアントで同時に利用する形態は認められません。したがって、同時に複数の電子計算機で匿名データを利用する場合は、利用する台数分のファイルの提供を受ける必要があります。これは、高等教育における講義で利用する場合にも適用されます。

なお、1台の電子計算機にインストールし、1台の電子計算機を交互に利用することで、複数の利用者が同一の匿名データを利用する場合は1ファイルの提供として取り扱います。

- ③ 法第43条第2項に基づいて、匿名データの提供を受けた者は「匿名データの提供依頼申出書（利用目的が学術研究の場合は様式第1-1号①、②、高等教育の場合は様式第1-2号①、②）」（以下「提供依頼申出書」という。）に記載した利用目的以外での利用及び第三者に提供することが禁止されています。
- ④ 匿名データの基となる調査票情報は統計調査対象者の回答に基づくものであり、必ずしも項目間に論理的な整合性がとれていないものがあります。
- ⑤ 本制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外となります。

申出に当たっては、「匿名データの提供等利用規約（様式第5号）」（以下「利用規約」という。）を一読する必要があります。

2 利用相談

利用相談の段階で、不明な点やあいまいな点がないよう、十分に申出内容の検討・調整を行う必要があります。

そのため、仮の「提供依頼申出書」を電子メール等により受付窓口へ提出します。

受付窓口は、それを基に必要な助言を行います。

なお、「提供依頼申出書」は、添付資料にある「記入例」を参照して記入します。

3 提供依頼申出書及び本人確認書類等の提出

(1) 申出に必要な書類

申出に当たっては、「提供依頼申出書」及び「本人確認書類」と併せて「返信用封筒」(※)を受付窓口へ提出します。また、受付窓口から求められた場合には、上記に加えて、匿名データの利用目的の公益性を裏付ける書類(過去の発表論文の要旨、学会報告の要旨、講義のシラバスなど)を添付します。

(※)「返信用封筒」とは、承諾の可否の通知に用いる、申出者又は代理人の氏名、住所を宛名とした日本の郵便切手を貼った封筒（住所は本人確認書類と同じ住所であること。）のことをいいます。ただし、申出が日本国外からの場合で、日本の郵便切手が入手困難な場合は、国際返信切手券（1枚130円で換算します。）を必要枚数同封します。なお、同封された国際返信切手券の額が過剰な場合は、統計センターが余剰分を日本の郵便切

手に替え、承諾の可否の通知等の際、「返信用封筒」に同封し返還します。同封された国際返信切手券の額が不足の場合は、統計センターから連絡しますので、不足分の送付が必要となります。

(2) 本人確認書類

申出の際は、本人確認を行うため、申出者及び代理人に関する、以下の本人確認書類を提出します。

なお、本人確認において必要な書類は、申出者又は代理人が直接受付窓口を訪問して提出するか、郵送で提出するかで異なります。

① 申出者が個人の場合

申出日に有効期限内の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等の官公署が発行した氏名、生年月日及び住所が確認できる書類が必要です。

なお、本人確認は以下の方法で実施されます。

ア 申出者が窓口を訪問して申出を行う場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、本人の顔写真が付いた本人確認書類を提出し、本人に間違いがないことが確認できれば、その提出をもって本人確認となります。

氏名、生年月日及び住所が記載されているが本人の顔写真が付いていない場合、あるいは本人の顔写真が付いているが氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない場合は、氏名、生年月日及び住所のすべてが確認できるよう2種類以上の本人確認書類（顔写真が付いていない場合は住所が記載されている書類が最低2種類）を用意します。

なお、日本国外の外国人が申出を行う場合は、外国政府が発行する「パスポート」を必須とし、併せて外国政府が発行する「運転免許証」など住所が確認できる本人確認書類の提出をもって本人確認となります。

イ 申出者が郵送による申出を行う場合

氏名、生年月日及び住所をすべて確認できるように2種類以上の本人確認書類（住所が記載されている書類が最低2種類）のコピーを同封します。

ただし、初回利用の場合は、匿名データ受取り時又は受取りまでの間に受付窓口を必ず訪問し、対面での本人確認を受ける必要があります。

ウ 代理人が申出を行う場合（窓口訪問のみ）

代理人と申出者の両者について本人確認が必要です。

代理人の本人確認は上記アに準じて行われます。

また、申出者の本人確認は上記イに準じて行われます（初回利用の場合でも申出者が直接受付窓口での本人確認を受ける必要はありません。）。

なお、代理人は、申出者からの委任状など代理権を証明する書面等も併せて提出します。

② 申出者が法人その他の団体の場合

代表者又は管理人（代表者又は管理人の定めがある場合）及び代理人に関する上記①の本人確認に加え、申出日前6か月以内に作成された、法人の「登記事項証明書」又は「印鑑登録証明書」が必要です。

なお、日本国外の法人その他の団体が申出を行う場合については、日本における「法人登

「記事項証明書」に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した法人その他の団体を確認できる書類が必要です。

(3) 利用者情報の保管

「提供依頼申出書」に記載された情報は、統計センターにおける利用者管理の目的で保管されます。

また、本人確認書類（原本が提出された場合は受付窓口で複写します。）は、申出者が「利用実績報告書（様式第 15-1、2号）」（以下「利用実績報告書」という。）を提出するまで保管されます。

ただし、申出が不承諾となった者、又は申出が承諾されたものの依頼が提出期限までになされなかったこと、もしくは手数料が納付期限までに納付されなかったことにより承諾が無効となった者の本人確認書類は、その都度廃棄されます。

4 承諾（不承諾）通知の受領

審査の結果は、統計センターが「提供依頼申出書」を受け付けた日から原則として 14 日以内に通知されます。

（注）通知は「返信用封筒」に封入した文書で行い、電子メールによる通知は行いません。

(1) 申出が承諾された場合

匿名データの提供を行う旨、提供時期及び利用期間、手数料の額等が記載された「匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書（様式第 2号）」（以下「承諾通知書」という。）を受領し、内容を確認します。

なお、通知の際、「依頼書（様式第 4-1、2号）」（以下「依頼書」という。）、「利用規約」、「匿名データの利用に係る誓約書（様式第 6号）」（以下「誓約書」という。）の様式及び統計センター指定の振込口座を記載した用紙が添付されます。

(2) 申出が承諾されなかった場合

承諾されなかった理由が記載された「匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書（様式第 3号）」を受領します。

5 承諾後の手続

依頼に当たっては、「依頼書」、「誓約書」の提出及び手数料の納付が必要です。承諾通知書と併せて送付される「利用規約」を読み、同意する場合には匿名データの提供の依頼を行います。

(1) 依頼書

必要事項を記入の上、「承諾通知書」に記載された提出期限までに下記あてに郵送により、又は直接提出します。

(2) 誓約書

「利用規約」に記載する内容を利用者全員が遵守する旨記載し記名押印したものを「誓約書」とし、「依頼書」と共に提出します。その際、「手数料の振込み名義人に関する情報（参考 1-1 若しくは 1-2）」（以下「振込み名義人情報」という。）を添えます。

(3) 手数料の納付

「承諾通知書」に記載された手数料の額を、納付期限までに統計センター指定の口座に振り

込みます。

- (注) 「依頼書」、「誓約書」の提出及び手数料の納付が確認された時点で契約は成立したものとします。
期限までに「依頼書」、「誓約書」の提出及び手数料が納付されない場合は、承諾が無効となります。

6 匿名データの受領及び確認

受付窓口は、「依頼書」、「誓約書」の提出及び手数料の納付確認後、「承諾通知書」に記載された提供時期までに匿名データを提供します。

なお、天災等のやむを得ない事情により提供が遅れるおそれが生じた場合は、受付窓口より速やかに連絡します。その後の対応については、両方で協議の上取扱いを決定します。

(1) 受取方法

「提供依頼申出書」の「8 匿名データの提供の方法等」に記載された方法により、受け取ります。

提供時期までに匿名データが届かない場合は、速やかに受付窓口連絡します。

(2) 匿名データの確認等

① 受領した提供媒体の確認と交換

匿名データの提供媒体の受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認を行います。読取りエラー等の障害を発見した場合は、直ちに受付窓口へ電子メールにより申し出ます。匿名データの受領後、14日以内であれば受付窓口は申出に応じることとしています。

提供媒体を交換する場合は、提供媒体を受付窓口へ郵送により返却します。受付窓口で提供媒体を確認した結果、その障害が受付窓口の責任による場合は、申出者からの返却に掛かる郵送費用及び受付窓口からの再送付に掛かる費用は神戸大学が負担します。ただし、その障害が申出者の媒体の取扱い時に生じた傷など、申出者の責任による場合は、その費用（媒体費用を含む。）は申出者が負担します。

② 匿名データの復号

受領した匿名データは暗号化措置が施されていますので、「承諾通知書」に記載された「利用者コード」（パスワード）で復号してから、利用します。

もし復号ができない場合は、速やかに受付窓口へ連絡します。

7 受領書の提出

匿名データの受領後14日以内に、受付窓口へ「受領書（様式第7号）」を提出します。

8 匿名データの利用及び管理等

(1) 匿名データに誤り等が見つかった場合

受領した匿名データに誤りを見つけた、あるいは疑義が生じた場合は速やかに利用を中止し、受付窓口へ連絡します。

(2) 匿名データの適正管理

提供を受けた匿名データは受付窓口へ返却するまで、「提供依頼申出書」に記載された管理方法に基づき適正に管理を行う必要があります。

- (注) 「提供依頼申出書」に記載された保管場所で保管し、むやみに持ち出さないこと。

(3) 管理状況報告書の提出

① 定期報告

利用期間が1年を超える場合は、定期的（1年経過の都度、1か月以内）に「匿名データ管理状況報告書（様式第8号）」（以下「管理状況報告書」という。）を提出します。

② 臨時報告

利用期間中、総務省又はその他の行政機関等より違反事実が判明した利用者の情報が入った場合など、統計センター又は受付窓口は匿名データの管理状況確認のため「管理状況報告書」の提出を臨時に求めることがあります。

（注） 利用場所（保管場所を含む。）が2か所以上ある場合は、利用場所（保管場所を含む。）ごとに「管理状況報告書」を作成し、提出します。

(4) 検査等

① 実地検査

利用期間中、統計センター職員又は行政機関等の職員が利用場所に出向き、利用状況等について実地検査を行うことがあります。

② 検査結果

検査の結果、法令や契約違反など不適切利用が認められた場合、統計センターは、直ちに、匿名データの返却、複写データ及び中間生成物の消去を行わせませす。

その後、「第6 申出者の帰責事由による契約解除」及び「第7 不適切利用に対する措置」に基づく措置を講じます。

9 利用終了に当たって

(1) 匿名データの返却

提供された匿名データは、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存、もしくは紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を速やかに消去した上で、「データ消去報告書（様式第14号）」（以下「データ消去報告書」という。）を添えて、利用期間終了日までに受付窓口に戻却します。

なお、返却に当たっては、書留郵便による郵送返却（送料は申出者負担）又は受付窓口での直接返却のいずれかの方法により行います。

(2) 成果の公表

匿名データを利用して行った学術研究の成果又は高等教育の内容は、「提供依頼申出書」に記載した公表時期及び公表方法に基づいて公表します。また、公表の際には、匿名データを基に申出者が独自に作成・加工した統計である旨を明示し、行政機関等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする必要があります。

なお、学会誌等の投稿を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、「提供依頼申出書」に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法等により公表を行う場合は、新たな公表方法について、「第5 提供依頼申出書の記載事項に変更が生じた場合の手続き」の「2 その他の変更」に基づく手続きを取った上で、公表を行う必要があります。

統計センターのホームページに学術研究の成果又は高等教育の内容の掲載依頼を行う場合

は、当該成果等を受付窓口に提出します。

(3) 利用実績報告書の提出

学術研究目的の場合は、当該研究成果の公表がすべて終了した3か月以内にその公表を含めた成果の概要について、また、高等教育の場合は、当該高等教育の終了後3か月以内にその実施状況について、「利用実績報告書」により受付窓口に報告します。

また、法人組織の解散、研究計画の中止など真にやむを得ない事情により研究成果や高等教育の内容の実績が示せない場合も、「データ消去報告書」を添えて速やかに匿名データを返却するとともに、「利用実績報告書」にその理由を記載して報告します。

なお、本制度により匿名データの提供を受けた場合は、匿名データを利用した事実が行政機関等から公表されます。

(4) 成果物の利用制限

「提供依頼申出書」に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認められません。

第5 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合の手続き

承諾された「提供依頼申出書」に係る記載事項について、申出者の都合により変更が生じた場合は、以下の申出手続きが必要となりますので、事前に受付窓口に相談します。

1 利用目的、要件に影響を及ぼさない軽微な変更

利用者の所属・連絡先の変更（利用場所、保管場所の変更を伴う場合を除く。）が生じた場合や姓に変更が生じた場合及び利用者（申出者を除く）の除外の場合は、「所属等変更届出書（様式第9号）」により申出を行います。なお、その際、記載事項を修正した「提供依頼申出書」を併せて提出します。

また、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は、返却までの間、申出者が適正に管理し、他の匿名データの返却時に併せて返却します。

（注） 変更内容を証明する書類の提出を求める場合があります。

2 統計センターの承諾を要する変更

上記1以外で「提供依頼申出書」の記載事項に変更が生じた場合は、再度統計センターの審査を受け、承諾を得る必要がありますので、「提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書（様式第10号）」（利用期間の延長の場合を除く。）により申出を行います。なお、その際、記載事項を修正した「提供依頼申出書」及び「返信用封筒」を併せて提出します。

統計センターは、承諾の可否について審査した後、その結果を「提供依頼申出書の記載事項変更等申出に対する承諾通知書（様式第12号）」又は「提供依頼申出書の記載事項変更等申出に対する不承諾通知書（様式第13号）」により通知します。

（注1） 既に納付された手数料は返還しません。

（注2） 直接の利用目的に追加あるいは変更が生じた場合は、原則として新たに「提供依頼申出書」を提出する必要があります。

なお、以下の場合には、上記の手続きに加え、必要な手続きや留意事項があります。

(1) 利用者の変更

① 利用者の追加

利用者（申出者を除く。）を追加する必要がある場合に申出を行います。

承諾された場合は、「誓約書」（追加する者のみ）を提出します。

ただし、利用者の追加により新たに匿名データの提供が生じた場合は、「誓約書」（追加する者のみ）の提出に加え、「依頼書」、「振込み名義人情報」の提出及び手数料の納付が必要です。

なお、追加する手数料については、「第4の1の(4)」に記載の手数料から基本料金を除いた額を納付します。

② 利用者の交代

利用者（申出者を除く。）を交代する必要がある場合に申出を行います。

承諾された場合は、「誓約書」（交代する者のみ）を提出します。

(2) 利用期間の延長

やむを得ない理由により利用期間を延長する場合は、「匿名データの利用期間延長依頼申出書（様式第11号）」により申出を行います。

なお、利用期間を延長するには以下の要件をすべて満たすことが必要となります。

- ・延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・利用目的、利用者の範囲、利用場所、管理方法など利用期間以外の変更が一切ないこと。
- ・延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること（提供機関において延長期間の限度が定められている場合は、その範囲内とします。）。
- ・初回の延長申出であること（延長の再申出は認められません。）。

(3) 匿名データの追加

直接の利用目的に変更はないが、研究対象とする調査年次の追加などにより、新たに匿名データの追加の必要がある場合に申出を行います。

承諾された場合は、「依頼書」、「振込み名義人情報」の提出及び手数料の納付が必要です。

なお、追加する手数料については、「第4の1の(4)」に記載の手数料から基本料金を除いた額を納付します。

第6 申出者の帰責事由による契約解除

「提供依頼申出書」等の虚偽、不実記載その他申出者の帰責事由により契約を解除することが適当と受付窓口において判断された場合、受付窓口は当該契約を解除します。

その場合、受付窓口は直ちに匿名データの提供媒体の返却、複製データ及び中間生成物の消去を行わせるとともに、「第7 不適切利用に対する措置」に基づく措置を講じます。

(注) 既に納付された手数料は返還しません。

第7 不適切利用に対する措置

1 統計法における罰則

法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合の罰則の適用を規定しており、これら規定に違反した場合は、50万円以下の罰金が科されます。

2 違反行為に対するペナルティ

匿名データの利用者又は関係者が法令又は「利用規約」に違反したと認められた場合は、提供の取消しや一定期間の提供禁止措置等のペナルティが科されます（「利用規約」の第 15 条を参照）。

匿名データは匿名化処理がなされているものの、統計調査の対象となった方々が申告した情報です。統計調査に対する信頼を損なわず、また、この制度が広く理解されるためには、利用者一人ひとりが情報セキュリティの意識を持って利用し、その成果を公表し、社会に還元することが重要となります。利用者の皆様におかれましては、このような趣旨を十分ご理解の上、情報管理の徹底と研究成果等の公表をお願いします。

匿名データの提供依頼申出書 (学術研究目的関係)

平成 年 月 日
(最終変更日: 平成 年 月 日)

独立行政法人

統計センター理事長 殿

【提供依頼申出者】

(所属・職名) _____

(氏^ふり^が名^な) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

Tel _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

Tel _____

e-mail _____

【代理人】

(所属・職名) _____

(氏^ふり^が名^な) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

Tel _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

Tel _____

e-mail _____

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び 年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)

<p>2 匿名データの利用目的等</p>	<p>(1) 直接の利用目的の区分</p> <p>■ 学術研究</p> <p>① 学術研究の名称</p> <hr/> <p>② 学術研究の必要性</p> <hr/> <p>③ 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容</p> <hr/> <p>④ 学術研究の研究計画及び研究の実施期間</p> <hr/> <p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p> <p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法:</p> <p style="text-align: right;">(予定日 年 月)</p> <p>※ 予定している全てのものを選択する。</p>
<p>3 匿名データの提供希望年月日</p>	<p>(年月日)</p> <p>平成 年 月 日</p>

4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	(利用場所、保管場所)			
	(管理方法)			
※1 該当するものをすべてチェックする。	<input type="checkbox"/> ① 匿名データの利用場所（匿名データファイルの保管を含む）は、施錠可能な物理的な場所に限定される。			
※2 利用場所、保管場所が2箇所以上の場合、すべての場所で該当する場合にチェックする。	<input type="checkbox"/> ② 上記の場所から匿名データが持ち出されない。			
	<input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。			
	<input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。			
	<input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。			
	<input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策が図られている。			
	<input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。			
	<input type="checkbox"/> ⑧ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われる。			
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）			
5 匿名データの利用期間	平成 年 月 日 まで			
6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること				
※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等に記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ	(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ)			
	(今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ)			
※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること				
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法 (媒体) ※ 希望する提供媒体を選択する。			
	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R			
	(2) 送付の希望の有無 ※ 希望する受取方法を選択する。			
	<input type="checkbox"/> 直接の受取 <input type="checkbox"/> 郵送による送付			

匿名データの提供依頼申出書 (学術研究目的関係)

平成 年 月 日
(最終変更日：平成 年 月 日)

独立行政法人

統計センター理事長 殿

【提供依頼申出者】

(法人その他の団体の名称)

(住 所) 〒 _____

TEL _____

[代表者又は管理人]

(職 名) _____

(氏^ふり^が名) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

【代理人】

(所属・職名) _____

(氏^ふり^が名) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分		
	■ 学術研究		
	① 学術研究の名称		
	② 学術研究の必要性		
	③ 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容		
④ 学術研究の研究計画及び研究の実施期間			
(2) その他の利用目的			
①			
②			
③			
④			
⑤			
※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。			
(3) 成果の公表方法			
<input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月)			
<input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)			
<input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月)			
<input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月)			
<input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法:			
<div style="text-align: right;"> } 予定日 年 月 </div>			
※ 予定している全てのものを選択する。			
3 匿名データの提供希望年月日	(年月日) 平成 年 月 日		

匿名データの提供依頼申出書 (高等教育目的関係)

平成 年 月 日
(最終変更日：平成 年 月 日)

独立行政法人

統計センター理事長 殿

【提供依頼申出者】

(所属・職名) _____

(氏^ふり^りが^が名^な) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

【代理人】

(所属・職名) _____

(氏^ふり^りが^が名^な) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)

2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称)
	① 授業科目の名称
	② 授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法
	③ 授業科目の内容及び作成する統計等の内容
	④ 授業科目の開講期間
(2) その他の利用目的 ① ② ③ ④ ⑤ ※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。	
(3) 成果の公表方法 <input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法： 予定日 年 月) ※ 予定している全てのものを選択する。	
3 匿名データの提供希望年月日	(年月日) 平成 年 月 日

4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	(利用場所、保管場所)			
	(管理方法)			
※1 該当するものをすべてチェックする。	<input type="checkbox"/> ① 匿名データの利用場所（匿名データファイルの保管を含む）は、施錠可能な物理的な場所に限定される。			
※2 利用場所、保管場所が2箇所以上の場合、すべての場所で該当する場合にチェックする。	<input type="checkbox"/> ② 上記の場所から匿名データが持ち出されない。			
	<input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。			
	<input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。			
	<input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の情報システム的环境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。			
	<input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策が図られている。			
	<input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。			
	<input type="checkbox"/> ⑧ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われる。			
	<input type="checkbox"/> ⑨ 教育責任者（教員）が保管・管理し、利用者たる学生に匿名データを保管・管理させない。			
	<input type="checkbox"/> ⑩ その他（ ）			
5 匿名データの利用期間	平成 年 月 日 まで			
6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官（監督者）、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること				
※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ	(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ)			
※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ)			
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法（媒体） ※ 希望する提供媒体を選択する。			
	<input type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> DVD-R		
	(2) 送付の希望の有無 ※ 希望する受取方法を選択する。			
	<input type="checkbox"/> 直接の受取	<input type="checkbox"/> 郵送による送付		

匿名データの提供依頼申出書 (高等教育目的関係)

平成 年 月 日
(最終変更日：平成 年 月 日)

独立行政法人

統計センター理事長 殿

【提供依頼申出者】

(法人その他の団体の名称)

(住 所) 〒 _____

TEL _____

[代表者又は管理人]

(職 名) _____

(氏 名) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

【代理人】

(所属・職名) _____

(氏 名) _____ 印

(生年月日) _____

(自宅住所) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

(連絡先所在地) 〒 _____

TEL _____

e-mail _____

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称)		
	① 授業科目の名称		
	② 授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法		
	③ 授業科目の内容及び作成する統計等の内容		
	④ 授業科目の開講期間		
(2) その他の利用目的 ① ② ③ ④ ⑤ ※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。			
(3) 成果の公表方法 <input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称： 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法： 予定日 年 月) ※ 予定している全てのものを選択する。			
3 匿名データの提供希望年月日	(年月日) 平成 年 月 日		

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

独立行政法人
統計センター理事長 印



平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾
します。また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間
平成 年 月 日 まで
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限
- 8 利用者コード（パスワード）

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、統計法施行令第 13 条第 3 項、統計法施行規則第 16 条で準用する第 12 条第 2 項に基づき作成した依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

独立行政法人
統計センター理事長 印



平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾
します。また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間
平成 年 月 日 まで
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限
- 8 利用者コード（パスワード）

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、統計法施行令第 13 条第 3 項、統計法施行規則第 16 条で準用する第 12 条第 2 項に基づき作成した依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

独立行政法人
統計センター理事長

印

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、以下の理由により
承諾できないので、その旨通知します。

理由

1

2

3

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 学術研究目的関係)

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる学術研究の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 高等教育目的関係)

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

- 1 匿名データの名称、年次等、ファイル数
- 2 匿名データを用いる授業科目の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供等利用規約

平成23年6月1日
総務省統計局・
独立行政法人統計センター・
国立大学法人神戸大学

(総則)

- 第1条 匿名データの提供依頼申出書（以下「提供依頼申出書」という。）の提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者（以下「利用者」という。）並びに匿名データの作成を行う総務省統計局（以下「統計局」という。）、統計法第37条に基づき提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）及びセンターと連携協力協定を締結して提供事務の履行を補助する国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）は、この規約及び依頼書等（提供依頼申出書、依頼書及びそれぞれに付随する書類をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 提供依頼申出者は、大学を通じてセンターに匿名データの提供を求める依頼書等の提出を行い、匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書に記載された政令に定める手数料の額をセンターの指定する方法により納付するものとし、センターは、大学を通じて依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。
 - 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、統計局及びセンターがその責任において定める。
 - 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して利用者、統計局、センター及び大学で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 この契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(代理)

- 第2条 提供依頼申出者は、正当な代理権を証明する委任状などの書面により、申出手続を代理人に委託することができる。
- 2 申出手続において、前項の代理人の行為は提供依頼申出者の行為とみなす。

(管理)

- 第3条 利用者は、提供を受けた匿名データを大学に返却するまで、提供依頼申出書に記載された管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第4条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載の

- ない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと
- 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究を行わないこと

(作業委託)

第5条 提供依頼申出者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

(依頼書等の変更)

- 第6条 利用者は、所属・職名、住所、連絡先及び姓に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書及び当該箇所を修正した提供依頼申出書を大学に提出するものとする。
- 2 利用者は、自己の都合により提供依頼申出書の内容を変更する(利用期間の延長に関するものを除く。)必要があるときは、匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書及び当該箇所を修正した提供依頼申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。この際、既に手数料を納付していた場合は、これを返還しない。

(欠陥及び障害等)

- 第7条 利用者は、匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに大学に申出るものとする。
- 2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、大学に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、大学に当該データを郵送により返却し、大学は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 前項の障害が大学の帰責事由による場合、利用者からの返却に掛る郵送費用及び大学からの再送付の費用は大学が負担する。ただし、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷など、利用者の帰責事由による場合、当該費用は利用者が負担する。

(利用期間)

- 第8条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。なお、利用期間は最大3年間を限度とする。
- 2 前項において、期限を超えて匿名データを利用する必要がある場合は、期限内に大学を通じてセンターに利用期間延長依頼申出書及び利用期間の終了日を修正した提供依頼申出書を提出し、センターの承諾を得るものとする。なお、利用期間の延長は最大2年間を限度とする。
- 3 利用期間を超過した場合(利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。)、センターは大学を通じて利用者に対し速やかに当該匿名データの返却を求めるものとする。

(検査等)

第9条 統計局又はセンターが匿名データの利用状況及び管理状況について利用者に対して検査を行う場合、利用者は、これを拒まないものとする。

- 2 前項の検査を行う場合、統計局又はセンターは、必要に応じてその職員を利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとする。
- 3 利用者は、利用期間が1年を超える場合、年1回定期的に匿名データ管理状況報告書を提出する。ただし、センターが利用者に管理状況の報告を求めた場合、利用者は、随時対応することとし、1週間以内に匿名データ管理状況報告書を提出するものとする。
- 4 前項の検査を行う場合、センターは検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(履行期限の延長)

- 第10条 大学は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、センターと協議した上で、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。
- 2 利用者は、前項の申出があったときは、大学と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

- 第11条 利用者は、災害または事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、大学を通じて速やかにセンターへ報告するものとする。
- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、大学を通じてセンターと協議の上、手続等を行うものとする。
 - 3 利用者は、前2項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失した場合、情報が漏洩していることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は大学を通じてセンターに報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

- 第12条 利用者は、匿名データの利用終了後、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、データ消去報告書を添えて、匿名データを大学へ返却する。また、提供依頼申出書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に大学を通じて提出する利用実績報告書によりセンターへ利用実績を報告する。
- 2 利用者は、利用期間終了前にセンターが依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。
 - 3 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ消去報告書を添えて、匿名データを返却する。

(成果の公表)

- 第13条 利用者は、匿名データを利用した成果を、提供依頼申出書に記載した予定時期までに公表しなければならない。
- 2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、統計局が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
 - 3 第1項において、期間内に公表できない場合は、大学を通じてセンターに匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書を提出することにより、その理

由及びその時点における成果を報告し、センターが必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は最大2年間を限度とする。

(解除)

第14条 統計局及びセンターは、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 利用者に本規約に違反する行為があったとき
- 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
- 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と統計局及びセンターが認めるとき

2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者又は利用者から匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者が法第61条第3号に該当する場合は、50万円以下の罰金に処せられる。

2 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合は、法令に定める罰則の他、統計局及びセンターは以下の措置を講ずるものとする。

- 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること
- 二 別表の各号の要件に応じて、それぞれに定める期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受け付けないこと
- 三 違反の情報は公的統計の統計調査を所管する統計局を含むすべての行政機関等、当該機関から提供事務の委託を受けたセンター及び大学で共有すること

3 前項において、提供依頼申出者以外の利用者が違反した場合であっても、提供依頼申出者に管理責任が認められる場合は違反者として取り扱うものとする。

4 行政機関等からの法第33条に基づく調査票情報の提供において、あるいは行政機関等若しくは受託独立行政法人等からの法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等において、利用者が当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約又は契約に定める措置が講じられた場合は、統計局、センター及び大学は今後の申出においては本条第2項第2号と同様の措置を講ずるものとする。

5 利用者は前3項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第16条 利用者は、匿名データが統計調査対象者の回答に基づいて作成されるものであり、必ずしもデータ内に論理的な整合がとれていないものがあることを了解するものとする。

2 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、統計局、センター及び大学は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。ただし、統計局、センター及び大学が本規約に違反した場合、あるいは、提供した匿名データに統計局、センター及び大学の重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者はセンターに対し手数料の返還を求めることができるものとする。

3 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、統計局、センター及び大学は一切の責任を負わないものとする。

のとする。

(匿名データを利用して作成した統計の所有権)

第17条 利用者は、この匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第18条 利用者並びに統計局、センター及び大学は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第19条 利用者並びに統計局、センター及び大学は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

統計法(抄)

(罰則)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

別表

措置要件	期間
① 返却期限(利用期間の最終日)までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
④ 匿名データの内容が漏洩した場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑥ その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって統計局が定める期間

匿名データの利用に係る誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

私は、《学術研究又は授業科目の名称を記入》のため《統計調査名を記入》の匿名データを使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 匿名データの提供等利用規約に同意すること。
- 2 提供された匿名データを提供依頼申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 匿名データを別の電子計算機（外付けの外部記憶装置、DVD-RW 等の媒体を含む。）に複写する場合、同時期に複製するファイルは一つのみとし、当該電子計算機の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の電子計算機への保存・複製をしないこと。
また、匿名データを用いて作成した中間生成物（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。）についても、匿名データの取扱いに準ずるものとする。
- 5 不適切利用を行った場合、行政機関等が科す提供禁止措置に合意すること。
- 6 利用期限終了日までに、提供された匿名データを必ず返却すること。
- 7 提供を受けた匿名データにより作成した統計等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間成果物として消去すること。
- 8 研究成果の公表に際しては、統計法に基づいて行政機関等から匿名データの提供を受けた旨を明記するとともに、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、行政機関等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにすること。
- 9 提供された匿名データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、行政機関等、統計センター及びこれと連携して匿名データの提供を行う機関の責任は一切問わないこと。
- 10 提供された匿名データについて、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 11 その他匿名データの利用に際しては、行政機関等、統計センター及びこれと連携して匿名データの提供を行う機関の指示に従うこと。

所属	職名	生年月日	氏名
提供依頼申出者			印
_____	_____	_____	_____ 印
_____	_____	_____	_____ 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

受領書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

委託申出者 所属・職名 _____
氏名 _____ 印
(連絡先住所)
〒 _____
Tel _____
e-mail _____

【匿名データ用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称】のため、平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出により提供された下記の匿名データを受領いたしました。

記

匿名データの名称	年次	ファイル数

匿名データ管理状況報告書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

提供依頼申出者 所属・職名 _____
 氏名 _____ 印
 (連絡先所在地)
 〒 _____

 TEL _____
 e-mail _____

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出により提供を受けた匿名データについて、その管理状況を下記のとおり検査しましたので、その旨報告いたします。

記

匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
検査年月日	平成 年 月 日
検査実施者	
検査場所	
検査状況	<p>1 利用者の範囲は適正か。</p> <p>2 管理方法は適正か。(※該当するものにチェックする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 匿名データの利用場所(匿名データファイルの保管を含む)は、施錠可能な物理的な場所に限定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の場所から匿名データが持ち出されていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策が図られているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置がとられているか。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置がとられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 高等教育目的で利用する場合、利用者たる学生に匿名データを保管・管理させてないか。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
検査結果(所見)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所属等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

提供依頼申出者 所属・職名 _____
氏名 _____ 印
(連絡先所在地)
〒 _____
Tel _____
e-mail _____

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出書等につきましては、{ 申出者
利用者 }
の { 所属・職名
住所
連絡先
利用者の姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて 行う学術研究、授業 科目又は事業の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

提供依頼申出者	所属・職名
	氏名 印
	(連絡先住所)
	〒
	Tel
	e-mail

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

匿名データの利用期間延長依頼申出書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

提供依頼申出者	所属・職名
	氏名 印
	(連絡先住所)
	〒
	Tel
	e-mail

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る申出書のうち、利用期間について延長の依頼を以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
匿名データの利用期間	<変更前> 平成 年 月 日 まで
	<延長後> 平成 年 月 日 まで
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

提供依頼申出書の記載事項変更等申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

独立行政法人
統計センター理事長 印



平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 }

の申出について承諾します。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びに件数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 手数料の再納付について
 - 再納付の必要なし
 - 再納付が必要

→ 再納付する手数料の額 _____ (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の支払いを納付期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

提供依頼申出書の記載事項変更等申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

独立行政法人
統計センター理事長

印

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 }
の申出については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

データ消去報告書

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

提供依頼申出者 所属・職名 _____
氏名 _____ 印
(連絡先住所)
〒 _____
Tel _____
e-mail _____

【匿名データ用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称】のため、平成 年 月 日付け匿名データの提供に係るにより提供を受けた匿名データの使用が終了し、電子機器等に複写した匿名データ及び中間生成物等の（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。）のデータをすべて消去したので報告します。

利用実績報告書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 }
{ 匿名データの提供 } { 匿名データ }

による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 学術研究の成果の概要	(1) 学術研究の名称
	(2) 学術研究の実施期間
	(3) 学術研究の成果の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 学術研究の成果の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

独立行政法人
統計センター理事長 殿

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 }
{ 匿名データの提供 }

による教育が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称
	(2) 授業科目の実施期間
	(3) 授業科目の内容の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 教育内容の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供における手数料振込み口座について

統計センターへの振込み口座を記載

————— 切 り 取 り 線 —————

恐れ入りますが、手数料の入金確認に伴う情報として、下記の事項にご記入の上、「依頼書」及び「誓約書」の提出の際に同封願います。

- 申出者氏名 _____ 印
- 入金予定日 年 月 日
- 振込名義人 _____

匿名データの提供における手数料振込み口座について

統計センターへの振込み口座を記載

————— 切 り 取 り 線 —————

恐れ入りますが、手数料の入金確認に伴う情報として、下記の事項にご記入の上、「依頼書」及び「誓約書」の提出の際に同封願います。

- 法人その他の団体の名称
- 代表者氏名 印
- 入金予定日 年 月 日
- 振込名義人 _____

【記入例】 個人の申出、学術研究目的の申出の場合

様式第1-1号① (個人が申出を行う場合)

匿名データの受領まで約1ヶ月間を見込んで、余裕を持って申し出ます。

匿名データの提供依頼申出書 (学術研究目的関係)

平成21年 8月20日
(最終変更日：平成 年 月 日)

独立行政法人
統計センター理事長 殿

新規申出時には使用しません。(記載内容に変更が生じた場合の記載事項変更申出書(様式10)の提出時に使用します。)

【提供依頼申出者】

(所属・職名) ○○大学○○学部 准教授 捺印 (署名)

(氏 名) ふりがな 総務 省太郎 印

(生年月日) 1970年 ○月 ○日

(自宅住所) 〒000-0000
東京都江東区○○1-2-3 統計ハイツ1018

Tel 03-0000-0000

e-mail ○○○○@○○○. ○○○. jp

(連絡先所在地) 〒000-0000
東京都新宿区○○町○-○ ○○大学○○学部○○研究室

Tel 03-0000-0000

e-mail ○○○@○○○. ac.jp

平日の日中に連絡が取れる場所を記入

【代理人】

(所属・職名) ○○大学○○研究所 助教 捺印 (署名)

(氏 名) ふりがな 統計 線太 印

(生年月日) 1980年 ○月 ○日

(自宅住所) 〒000-0000
東京都江東区○○町12-3

Tel 03-0000-0000

e-mail ○○○○@○○○. ○○○. jp

(連絡先所在地) 〒000-0000
東京都新宿区○○町○-○ ○○大学○○学部○○研究室

Tel 03-0000-0000

e-mail ○○○@○○○. ac.jp

手続を代理人に委任する場合(別途委任状が必要)

平日の日中に連絡が取れる場所を記入

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
	○○基本調査	平成4年, 9年, 14年	各2

<p>2 匿名データの利用目的等</p>	<p>(1) 直接の利用目的の区分</p> <p>■ 学術研究</p> <p>① 学術研究の名称 若年層の就業状況に関する研究</p> <p>② 学術研究の必要性 1990年代のバブル崩壊後、我が国では、パート・アルバイトや派遣社員の増加に見られるように就業形態の非正規化が進行している。特に、若年層においては非正規の就業者とともに無業者も増大しており、これら若年層に対する雇用対策は喫緊の課題となっている。若年層の就業状況は、若年者がおかれた社会経済的環境によって多様な様相を呈していることから、匿名データを用いて実証的に把握することが必要である。よって、本研究では、若年労働市場に焦点を当て、③に示すような実証分析を行う。</p> <p>③ 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容 本研究では、若年層の雇用状況と就業形態の動向を明らかにし、若年の就業における将来的な方向性を見出すため、次のような実証分析を行う。 【分析1】社会経済的属性によって、若年層の類型化を行うことにより、若年層の雇用状況と就業形態に関する基本的な特徴を洞察する。 【分析2】性別、年齢、学歴といった個人の社会的属性や、継続就業年数や従業者規模等の就業に関する属性を説明変数とした回帰分析を試みることにより、若年者の就業行動に影響を及ぼす社会経済的要因を明らかにする。</p> <p>④ 学術研究の研究計画及び研究の実施期間 統計表等の作成 平成21年10月～平成22年3月 集計結果の分析と論文作成 平成22年1月～平成23年3月</p> <p>(2) その他の利用目的</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p> <p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: ○○大学○○研究所研究彙報 予定時期 23年 3月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 日本△△学会 予定時期 22年 6月) 2010年度統計関連学会連合大会 予定時期 22年 9月)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: △△会報 予定時期 22年 9月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法: (予定日 年 月)</p> <p>※ 予定している全てのものを選択する。</p> <p>(年月日) 平成21年10月 1日</p>
<p>3 匿名データの提供希望年月日</p>	<p>(年月日) 平成21年10月 1日</p>

予定時期は、論文の査読の終了時期を考慮して記載します。

学会誌は、投稿を予定しているものをすべて記載します。

統計センターのホームページへ掲載を希望する場合は、具体的な公表の方法に「統計センターのホームページに掲載」と記入。

利用者が複数の拠点に分かれて利用する場合、すべての利用場所を記載するとともに、それぞれの匿名データの保管責任者について、名前、自宅住所及び連絡先(住所、電話番号、eメールアドレス)の情報を本申出書の「11 その他必要な事項」に記載する必要があります。

<p>4 匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法</p> <p>※1 該当するものをすべてチェックする。</p> <p>※2 利用場所、保管場所が2箇所以上の場合、すべての場所で該当する場合にチェックする。</p>	<p>(利用場所、保管場所)</p> <p>利用場所：〇〇大学〇〇学部〇〇研究室 (第〇号館第〇〇号室) 保管場所：同研究室内のキャビネット 利用場所：△△大学△△科△△研究室 (第△号館第△△号室) 保管場所：同研究室内のキャビネット</p>			
<p>インターネット等に接続した状態でのみ使用が可能となる統計解析ソフトウェアは、使用できません。</p>	<p>(管理方法)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所（匿名データファイルの保管を含む）は、施錠可能な物理的な場所に限定される。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 上記の場所から匿名データが持ち出されない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の情報システム的环境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策が図られている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）</p>			
<p>5 匿名データの利用期間</p>	<p>至 平成23年 3月31日まで</p>			
<p>6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)</p> <p>※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること</p> <p>※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを取扱う者の氏名、所属等を記載すること</p>	<p>氏名</p> <p>総務 省太 統計 線太 〇〇 〇 二次 利洋 △△ △</p>	<p>所属</p> <p>〇〇大学〇〇学部 〇〇大学〇〇学部 〇〇大学〇〇学部 △△大学△△科 △△大学△△科</p>	<p>職名等</p> <p>准教授 助教 講師 准教授 大学院生</p>	<p>利用場所</p> <p>〇〇研究室 〇〇研究室 〇〇研究室 △△研究室 △△研究室</p>
<p>7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ</p> <p>※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること</p>	<p>(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ)</p> <p>××実態調査(平成元年、6年、11年)</p> <p>(今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ)</p> <p>△△基本調査</p>			
<p>8 匿名データの提供の方法等</p>	<p>(1) 提供の方法 (媒体) ※ 希望する提供媒体を選択する。</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R <input checked="" type="checkbox"/> DVD-R</p> <p>(2) 送付の希望の有無 ※ 希望する受取方法を選択する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 直接の受取 <input type="checkbox"/> 郵送による送付</p>			

9 過去の提供履歴	(1) 統計センターから過去に「委託による統計の作成等」又は「匿名データの提供」を受けたことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	(2) 他府省等から過去に法第33条に基づく調査票情報の提供、「委託による統計の作成等」又は「匿名データの提供」を受けたことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない (ある場合は、府省等及び統計調査の名称を記入する。 ××省 ××調査)
	(3) 統計法令に基づく罰則又は契約違反等により、現在一定期間の提供禁止措置を受けていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる

過去に提供を受けたオーダーメイド集計結果、匿名データ又は調査票情報において、現在罰則を受けていない場合は、「いない」にチェックします。

10 利用場所が日本国外の場合の確認事項 ※ 右記の要件を満たす場合は、括弧内に掲げる事項を、「11 その他必要な事項」に記載すること(必要な資料は添付すること)	(提供要件) ※ 下記のいずれかの要件を満たす場合はその項目を選択する。 <input type="checkbox"/> 二以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ、日本の公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けている。 【調査票情報等の提供を受けた外国政府等の名称、調査票情報等の名称・内容、支援を受けた日本の公的機関又は外国政府等の名称、提供を受けた支援の内容】 <input type="checkbox"/> 日本政府の職員が提供依頼申出者の属する機関に出向しており、当該職員に匿名データの利用状況の確認を依頼することが可能である。 【当該職員の氏名・当該機関における所属、出向元となる所属機関の名称、当該職員の承諾書(要添付)】 <input type="checkbox"/> 匿名データの提供を受けた者又は法人その他の団体の職員が、匿名データの利用期間中に統計センターへ来訪し、当該来訪時において、統計センターが行う利用状況等に係る日本語によるヒアリングに対応できる。 【訪問可能な時期(原則として提供開始から1年以内)】
--	--

11 その他必要な事項 ※1 利用目的の公益性を裏付ける書類を記入し、その写しを添付すること ※2 上記10の提供要件を選択した場合は、所定の事項を記載すること	<p><これまでの研究成果></p> <p>○○大学○○研究所研究彙報(第○号)掲載論文 ○○会報○月号掲載論文</p> <p><申出者以外の匿名データの保管責任者></p> <p>二次 利洋(自宅) 〒000-0000 東京都足立区○○町13 TEL 03-0000-0000 ○○○○○@○○○. ○○○. jp</p> <p>(連絡先) △△大学△△科△△研究室 〒000-0000 東京都渋谷区○○町5-26 TEL 03-0000-0000 ○○○○○@○○○. ○○○. jp</p>
--	--

教員の指導を受けている大学院生等が個人で申出を行う場合、その指導教員や大学・学会からの推薦状を必ず添付します。

本申出書の「4 匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法」の事例のように、申出者以外に匿名データの保管責任者がいる場合は名前、自宅住所及び連絡先を記載します。

備考
1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【記入例】 法人等の申出、高等教育目的の申出の場合

様式第1-2号② (法人その他の団体が申出を行う場合)

匿名データの受領までの約1ヶ月間を見込んで、余裕を持って申し出ます。

匿名データの提供依頼申出書 (高等教育目的関係)

平成21年 4月 8日
(最終変更日:平成 年 月 日)

独立行政法人
統計センター理事長 殿

新規申出時には使用しません。(記載内容に変更が生じた場合の記載事項変更申出書(様式10)の提出時に使用します。)

【提供依頼申出者】

(法人その他の団体の名称) 学校法人〇〇学園〇〇大学
(住所) 〒000-0000
東京都新宿区〇〇町〇-〇
TEL 03-0000-0000 (代表)

[代表者又は管理人]

(職名) 学長

捺印 (署名)

(氏名) とうけい まなぶ
統計 学

印

(生年月日) 1941年 〇月 〇日

(自宅住所) 〒000-0000

東京都千代田区〇〇1-2-3

TEL 03-0000-0000

e-mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇. 〇〇〇. jp

平日の日中に連絡が取れる場所を記入

(連絡先所在地)

〒000-0000

東京都新宿区〇〇町〇-〇 〇〇大学学長室

TEL 03-0000-0000

e-mail 〇〇〇@〇〇〇. ac.jp

手続を代理人に委任する場合(別途委任状が必要)

【代理人】

(所属・職名) 〇〇大学〇〇学部 准教授

捺印 (署名)

(氏名) そうむ しょうたろう
総務 省太郎

印

(生年月日) 1970年 〇月 〇日

(自宅住所) 〒000-0000

東京都江東区〇〇1-2-3 統計ハイツ1018

TEL 03-0000-0000

e-mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇. 〇〇〇. jp

平日の日中に連絡が取れる場所を記入

(連絡先所在地)

〒000-0000

東京都新宿区〇〇町〇-〇 〇〇大学〇〇学部〇〇研究室

TEL 03-0000-0000

e-mail 〇〇〇@〇〇〇. ac.jp

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
	〇〇基本調査	平成4年, 9年, 14年	各9
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分		
	<input checked="" type="checkbox"/> 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称 〇〇大学〇〇学部〇〇学科)		
	① 授業科目の名称 平成21年度〇〇大学〇〇学部〇〇学科「経済学演習(後期)」(統計データ分析)		
	② 授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法 本演習の目的は、経済学や経済統計に関する基本的な知識を持つ学生を対象に、公的統計の匿名データに関する処理・加工の方法を学習することによって、現代社会が直面する諸問題に対して、統計データによる実証分析を行う能力を磨くことである。 具体的な利用方法は次のとおり。 ・指導教官が事前に研究室内で匿名データを用いた演習内容の整理を行う。 ・演習においては、演習室において指導教官がプロジェクターで分析の模範を示しながら、学生が1人1台のPCに格納した匿名データを使って、統計解析ソフトにより分析を行う。		
③ 授業科目の内容及び作成する統計等の内容 主として若年労働市場を対象に、就業構造基本調査の匿名データを用いた実証分析を行うことによって、統計データの分析能力を身につける。 (分析例) 【例1】 社会経済的属性によって、若年層の類型化を行うことにより、若年層の就業構造に関する基本的な特徴を明らかにする。 【例2】 性別、年齢、学歴といった個人の社会的属性や、継続就業年数や従業者規模等の就業に関する属性を説明変数とした回帰分析を試みることにより、就業行動に影響を及ぼす社会経済的要因を明らかにする。 匿名データを用いて作成する主な統計表の例は以下のとおり。 (統計表の例) 表1 分析1～分析30において使用する変数の基本統計量 表2 男女、年齢、配偶者の有無、学歴、前職の有無、世帯所得、世帯の収入の種類、就業状態別人口(15歳以上)			
④ 授業科目の開講期間 演習の準備 平成21年5月～平成21年9月 開講期間 平成21年10月～平成21年12月			
学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供するものに限る	(2) その他の利用目的		
	① 申出者の所属する統計教育研究者グループ内で演習内容について意見交換 ② ③ ④ ⑤ ※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。		
	(3) 成果の公表方法 <input type="checkbox"/> 論文(公表の方法: 予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 報告書(公表の方法: 予定時期 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表(学会、研究会等の名称: 統計教育フォーラム 予定時期 22年 3月) <input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載(学会誌等の名称: 予定時期 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的な公表方法: 〇〇大学のホームページにおいて実施した教育内容を公開 予定日 22年 3月) ※ 予定している全てのものを選択する。		
個人のホームページ上での公表は補助的な手段としては認められませんが、主たる公表方法としては認められません。			

同一の人が同時期に複数の場所で匿名データを利用することは、原則として認められませんが、異なる時期に当初の利用目的の範囲で利用する場合は、利用目的と場所の対応がわかるように記載します。

3 匿名データの提供希望年月日	(年月日) 平成21年 5月 8日			
4 匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法 ※1 該当するものをすべてチェックする。 ※2 利用場所、保管場所が2箇所以上の場合、すべての場所で該当する場合にチェックする。	(利用場所、保管場所) 利用場所： ・演習の準備 ○○大学○○学部○○研究室 (第○号館第○○号室) ・演習 ○○大学○○学部○○演習室 (第○号館第○○号室) 保管場所：上記○○研究室内のキャビネット (管理方法) <input checked="" type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所（匿名データファイルの保管を含む）は、施錠可能な物理的な場所に限定される。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 上記の場所から匿名データが持ち出されない。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウィルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成された匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が行われる。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 教育責任者（教員）が保管・管理し、利用者たる学生に匿名データを保管・管理させない。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他（)			
5 匿名データの利用期間	平成21年12月28日まで			
6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所) ※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官（監督者）、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること	氏名 総務 省太郎 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	所属 ○○大学○○学部 ○○大学○○学部○○学科 " " " " " " "	職名等 准教授 学部生 " " " " " " "	利用場所 研究室、演習室 演習室 " " " " " " "
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ ※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ) なし (今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ) なし			

インターネット等に接続した状態でのみ使用が可能となる統計解析ソフトウェアは、使用できません。

